資料１

農村まるごと保全地域研修会

実施状況報告書作成および活動の注意点

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

農業・農村地域の課題

①農業従事者の高齢化、農村地域の過疎化
②農村地域での非農業者の混住化
③鳥獣害被害による生産意欲の減退
④農業生産物の価格低迷

等々…

農業従事者の減少

①遊休農地の発生・増加
②草刈りや泥上げなど基礎的な活動に支障
③水路や農道などの施設の老朽化による機能不全

農業者だけでは対応が難しい

農業・農村の有する多面的機能

広く国民全体が利益を享受

①農作物の生産

食糧の確保

②防災機能

一気水の緩和、田んぼダム

③生態系保全

生物の棲息場所の提供

④地域景観

いやしの空間の提供

⑤文化の伝承

五穀豊穣の祈願

⑥大気調整機能

暑さの緩和、大気の浄化

『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』（滋賀県の名称）

平成19年度から始まった農林水産省の事業

目的：大人も子どもも交えて、農家非農家を問わず地域全体でチカラを合わせて、農地や水路などの施設を適正に維持保全し、豊かな農村環境を健全な状態で次の世代につないでいきましょう。

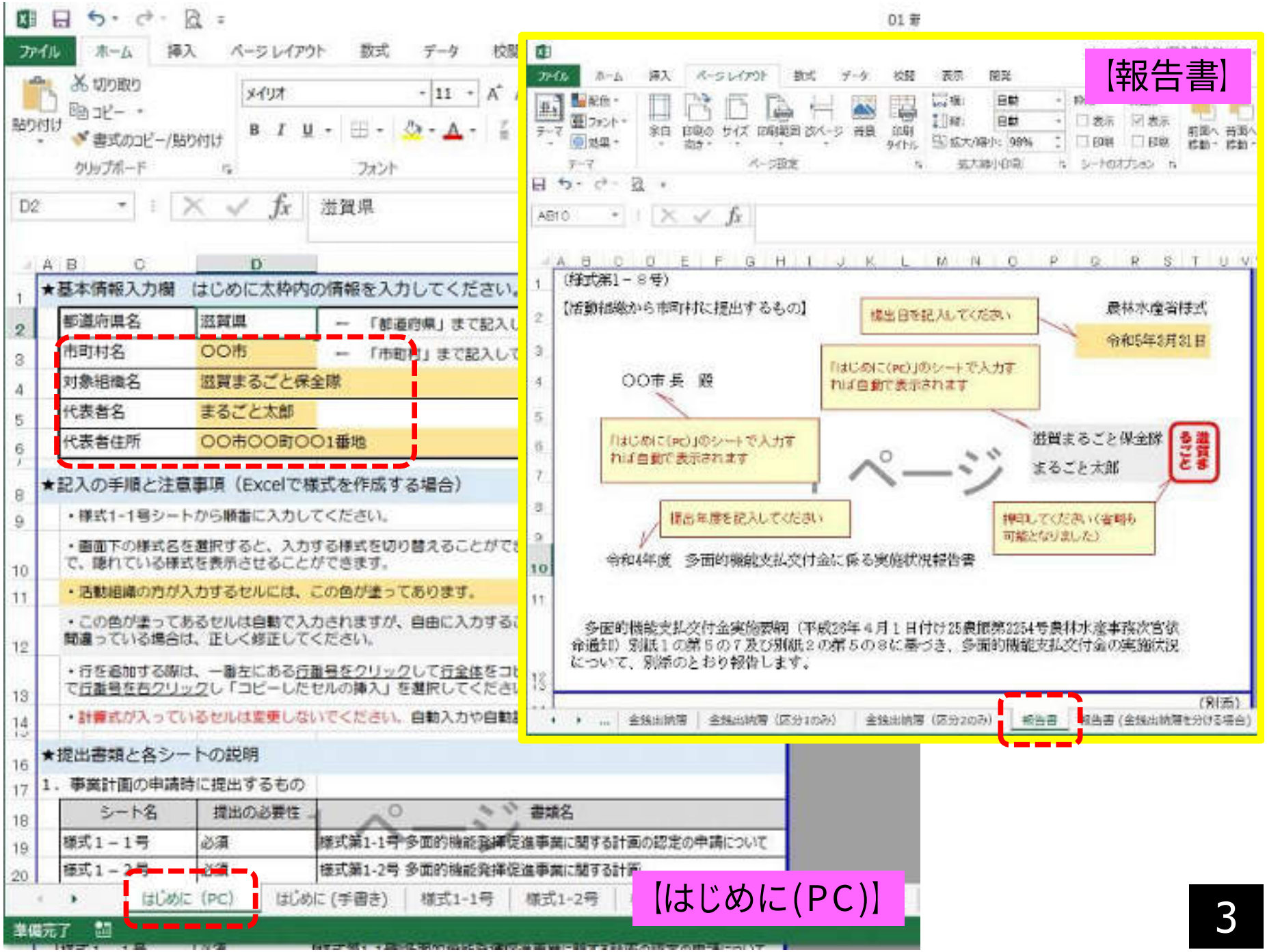
【報告書】
【はじめに(PC)】
★基本情報入力欄　はじめに太枠内の情報を入力してください。
都道府県名
滋賀県
市町村名
〇〇市
対象組織名
滋賀まるごと保全隊
代表者名
まるごと太郎
代表者住所
〇〇市〇〇町〇〇1番地
★記入の手順と注意事項（Excelで様式を作成する場合）
★提出書類と各シート名の説明
はじめに（PC）
はじめに（手書き）
様式1-1号
様式1-2号
令和4年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
報告書

《記入例》

（様式第１－７）　入力してください

令和4年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿　　組織名：　笹屋まるごと保全隊

「はじめに(PC)」のシートで入力すれば自動で表示されます

★「分類」欄は、分類番号（1～9）から選択してください。

『日付』は基本的に領収書の日付を記入します。

『分類』を分けて選択すると自動で下の集計表に入ります。

『区分』は「農地維持・資源向上（共同）は「1」「資源向上（長寿命化）は「2」を選択します。

日付	分類	内容	区分	収入（円）	支出（円）	残高	領収書番号	支払日	備考	長寿命化
4/21	3.利子等	自治会より借入	1	200,000						
4/22	7.その他支出	お茶	1		2,400	197,600	2	4/11	立替金返済	
4/22	7.その他支出	チップソー	1		75,000	122,600	3	4/18	立替金返済	
4/22	5.購入・リース費	砕石	1		55,000	67,600	4	4/18	立替金返済	
7/8	4.日当	日当（自治会）	1		48,000	19,600	5	7/1		
7/20	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	700,000		719,600	6			
7/20	3.利子等	借入金返金	1	▲200,000		519,600	7			
				………中略………						
1/31	7.その他支出	お茶	1		2,500	32,600	25	3/3		
2/10	2.交付金	多面的機能支払交付金（第2回）	1	300,000		332,600	26			
2/28	4.日当	日当（役員会）	1		38,000	294,600	27	2/21		
3/10	4.日当	日当（自治会）	1		144,000	150,600	28	3/3		
3/20	3.利子等	自治会より補填	1	4,400		155,000	29			
3/30	6.外注費	事務委託料	1		154,500	500	30		[illegible]	
3/30	7.その他支出	振込手数料	1		500		30			
		この線より上に行を挿入してください。								
合計				1,004,400	1,004,400					

※領収書は、通し番号を記入した上で、保管しておいてください。

【集計】　1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額 収入	金額 支出
1.前年度持越		
2.交付金	1,000,000	
3.利子等	4,400	
4.日当		230,000
5.購入・リース費		539,500
6.外注費		154,500
7.その他支出		80,400
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合計	1,004,400	1,004,400

収入　支出

【集計】　2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額 収入	金額 支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.購入・リース費		
6.外注費		
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		
合計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの受入額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（砕石、砂利、ｾﾒﾝﾄなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、重機、機械等の借り上げ費、花の苗、苗木など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、会場借料、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への譲渡額・返還額

【金銭出納簿】

《記入例》

（別添）

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

日付を入力してください

組織名称：　笹屋まるごと保全隊

＜令和4年度　収支実績　　令和5年3月31日

「はじめに(PC)」のシートで入力すれば自動で表示されます

	項目	金額	備考
収入の部	1．前年度からの持越金（農地維持・資源向上（共同））		
	2．前年度からの持越金（資源向上（長寿命化））		
	3．農地維持・資源向上（共同）交付金	1,000,000円	
	4．資源向上（長寿命化）交付金		
	5．利子等	4,400円	自治会から補填
	合計	1,004,400円	

補填や預金の利息等、持越金や交付金以外の収入があれば内訳を記入してください。

	項目		金額	備考
支出の部	1．支出総額（農地維持・資源向上（共同））		1,004,400円	
		日当	230,000円	
		購入・リース費	539,500円	
		外注費	154,500円	
		その他	80,400円	
	2．支出総額（資源向上（長寿命化））			
		日当		
		購入・リース費		
		外注費		
		その他		
	3．返還			
	4．次年度への持越金（農地維持・資源向上（共同））			（持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入）
	5．次年度への持越金（資源向上（長寿命化））			（持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入）
	合計		1,004,400円	

【報告書】

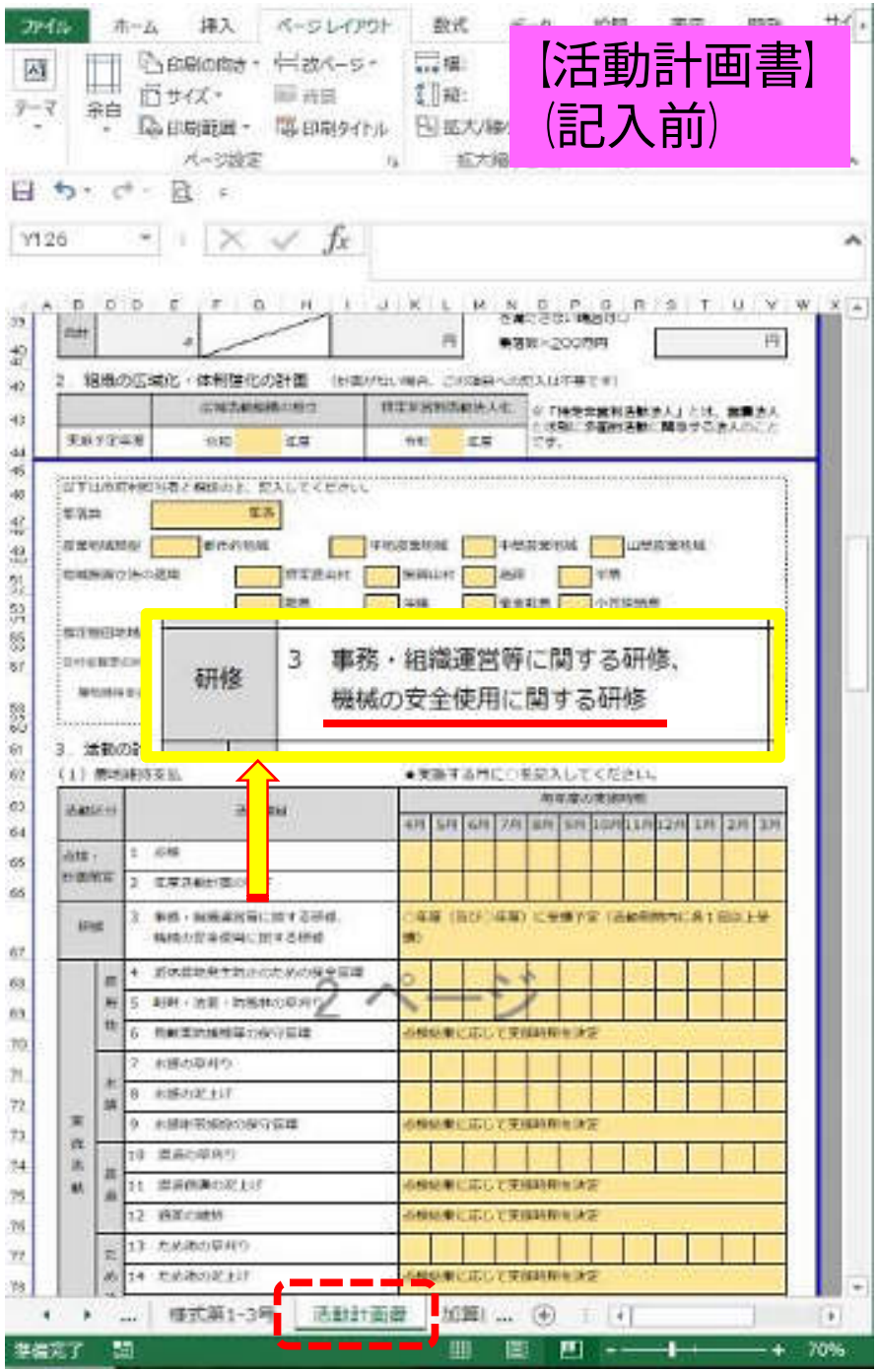
【活動計画書】
(記入前)
研修
3 事務・組織運営等に関する研修、
機械の安全使用に関する研修
2 ページ
様式第1-3号
活動計画書

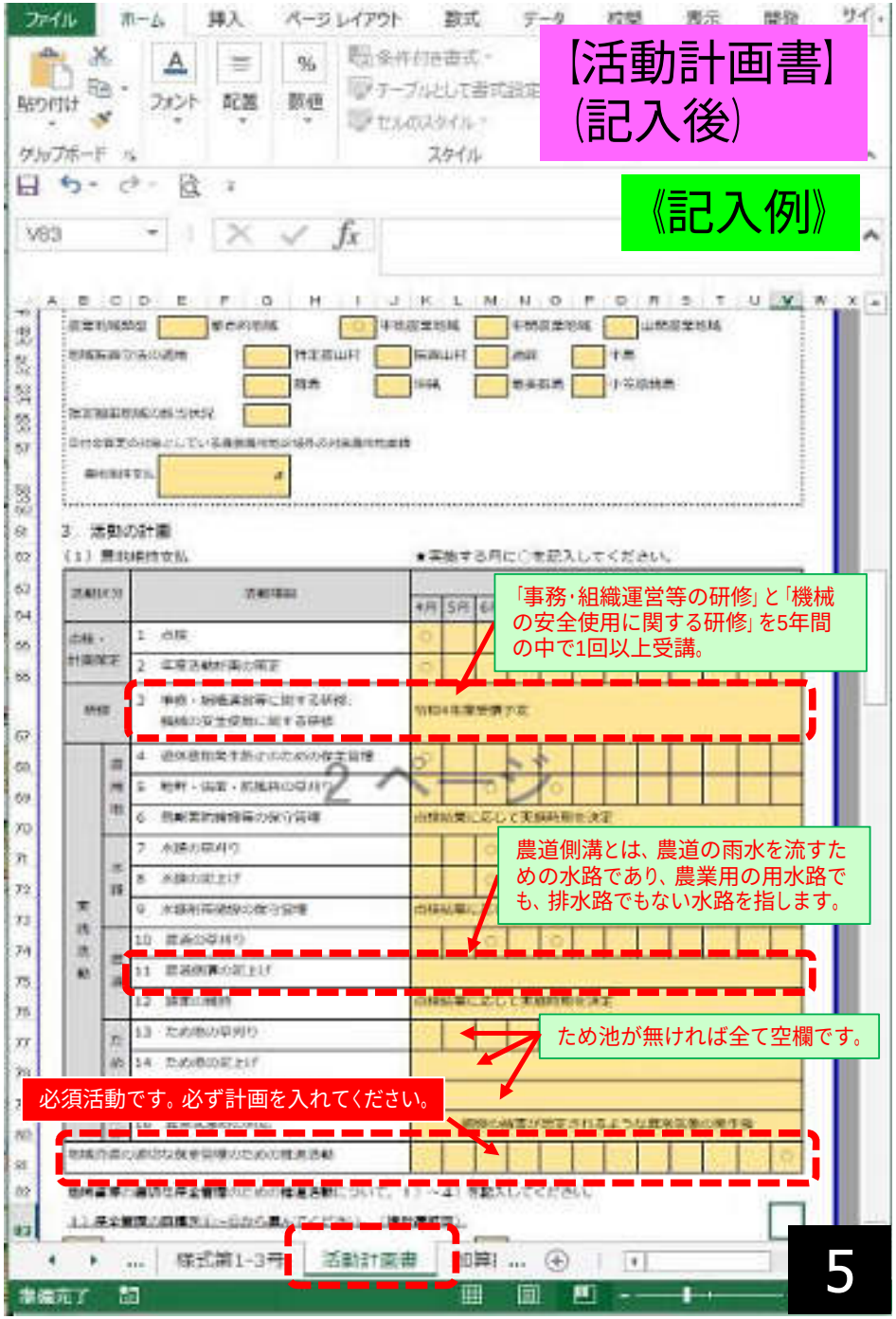
【活動計画書】
(記入後)
《記入例》
「事務・組織運営等の研修」と「機械の安全使用に関する研修」を5年間の中で1回以上受講。
農道側溝とは、農道の雨水を流すための水路であり、農業用の用水路でも、排水路でもない水路を指します。
ため池が無ければ全て空欄です。
必須活動です。必ず計画を入れてください。
2 ページ
様式第1-3号
活動計画書

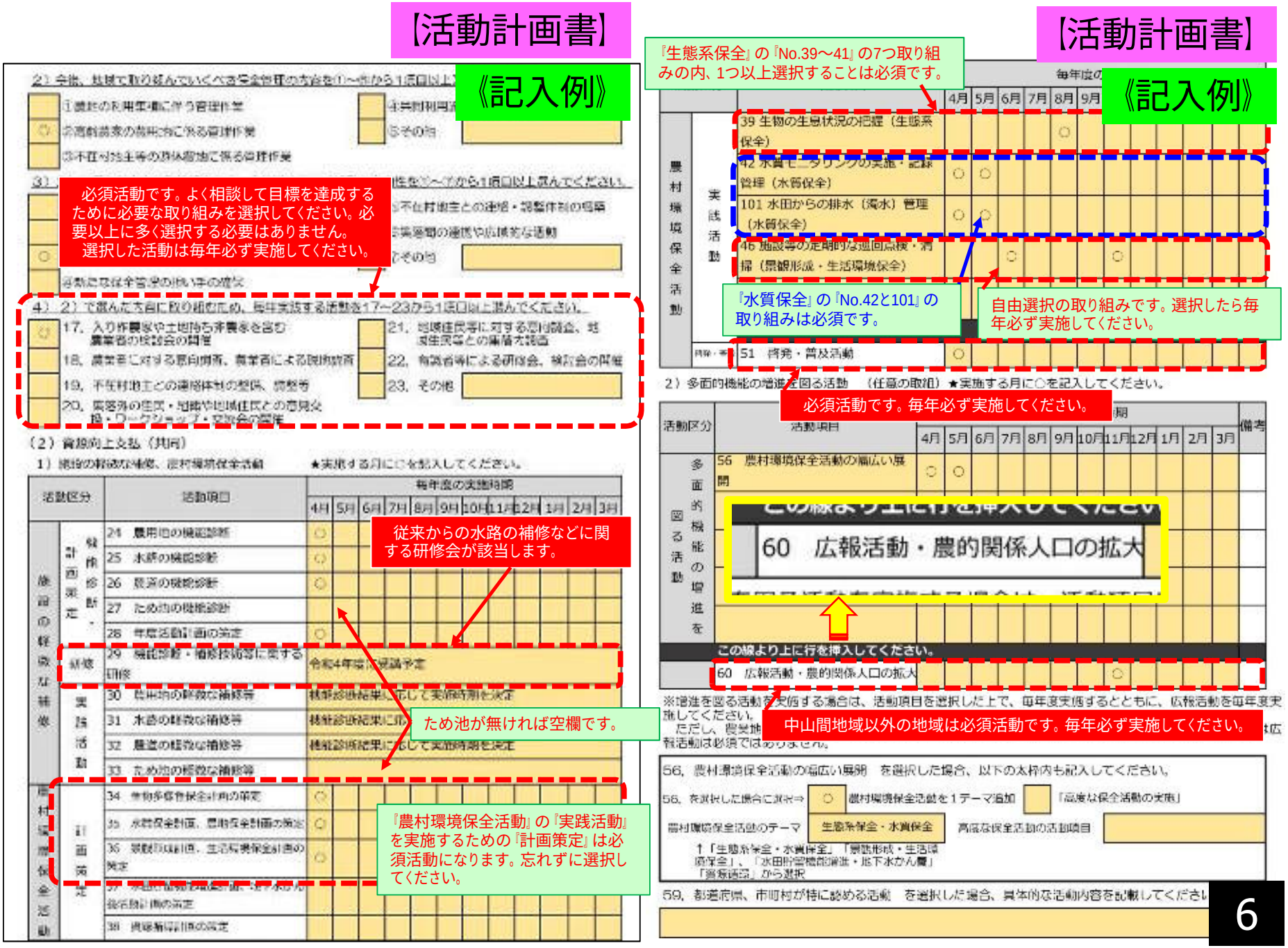
【活動計画書】
《記入例》
必須活動です。よく相談して目標を達成するために必要な取り組みを選択してください。必要以上に多く選択する必要はありません。
選択した活動は毎年必ず実施してください。
従来からの水路の補修などに関する研修会が該当します。
ため池が無ければ空欄です。
『農村環境保全活動』の『実践活動』を実施するための『計画策定』は必須活動になります。忘れずに選択してください。
【活動計画書】
《記入例》
『生態系保全』の『No.39～41』の7つ取り組みの内、1つ以上選択することは必須です。
『水質保全』の『No.42と101』の取り組みは必須です。
自由選択の取り組みです。選択したら毎年必ず実施してください。
必須活動です。毎年必ず実施してください。
この線より上に行を挿入してください。
60 広報活動・農的関係人口の拡大
中山間地域以外の地域は必須活動です。毎年必ず実施してください。

【活動指針】

イ．実践活動

活動項目		取組番号	取組	取組内容	活動要件
農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理	4	■遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	
	②畦畔・農用地法面・防風林などの草刈り	5	■畦畔・農用地法面等の草刈り	・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
			■防風林の枝[illegible]の草刈り	[illegible]草刈りまたは除草等[illegible]動後の草等を適正に[illegible]または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③施設の適正管理	6	●鳥獣害防護柵の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
			●防風ネットの適正管理	・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	
	④異常気象時の対応	16	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
			■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。	
	①水路の草刈り	7	■水路の草刈り	・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈[illegible]たは、その場に存置する場合[illegible]の支障が生じないようにする	
				[illegible]調整施設、営農飲雑用水施設	

もし、「鳥獣害防護柵」も「防風ネット」も無ければ、『6．鳥獣害防護柵等の保守管理』に該当する施設は無い。ということになり、計画には何も記入しません。

『異常気象時の対応』は「異常気象後に応急的に施設の補修等を行うこと」だけではなく「異常気象後に見回り」をすることも活動となります。

【活動指針】

資源向上活動(共同)

☆資源向上活動（共同）の活動要件の考え方
（1）「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
「研修」は、活動期間中に１回以上実施します。
（2）「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

凡　例

「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
「◆」：◆の中から必ず１つ以上選択して実施する取り組み
「□」：自由選択の取り組み
「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

※事務処理は取組番号「２００」
会議などは取組番号「３００」
（会議：総会、監査会、打合せ会議等）

１．施設の軽微な補修

ア．機能診断・計画策定・研修

活動項目	取組番号	取組		取組内容	活動要件
	24	農用地	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。	
			■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
				A．活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状	

2．農村環境保全活動

ア．計画策定

活動項目	取組番号	取組		取組内容	活動要件
計画策定	34	生態系保全	●生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容などを示した計画を各年度策定する。
	35	水質保全	●水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
			●農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	36	景観形成・生活環境保全	●景観形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、環境形成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	37	水田貯留機能増進・地下水かん養	●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。	
			●地下水かん養に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	38	資源循環	●資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	

イ．実践活動、啓発普及

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
①生態系保全	39	◆生物の生息状況の把握	A．地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地図を活用して作成すること。 B．地域において保全する生物の数の増加を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	40	◆外来種の駆除	・地域における生物多様性保全のため、外来の動植物等の生物を駆除する活動を行うこと。	
	41	◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	A．地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 B．地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流量、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 D．動物等の生息環境確保のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が通行や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに通路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
		◆水田を活用した生息環境の提供	A．遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 B．鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 C．渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 D．魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
		◆生物の生活史を考慮した適正管理	A．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際に水路等内の泥揚等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 B．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 C．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な…	

『生態系保全』の『No.39～41』の7つ取り組みの内、1つ以上選択することは必須です。

【活動指針】

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
①生態系保全	41	◆冬水・湛水を通じた在来生物の育成	A．生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 B．水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 C．基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 D．デコイ（鳥の模型）や音声装置の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 E．猛禽の生息環境の改善のために巣箱を設置・管理すること	◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
		◆希少種の監視	・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。	
②水質保全	101	■水田からの排水（濁水）管理	・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・畦畔の漏水状況を確認し、漏水が発生する場合には、水路畦畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補修や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補修については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。 ・畦畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。	■の2つの取組は必ず実施する 県内が認定基準達の7割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から2つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。
	42	■水質モニタリングの実施・記録管理	・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路畦畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、畦畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。	
		□排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑からの雨水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向（選択）により実施する。
	43	[illegible]	・水質保全に向けて、土砂等捕捉工の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への補強を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	
		□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	A．水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全に向けて、作物収穫後に裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。	
	44	□水質保全を考慮した施設の適正管理	A．水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。	
		□循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。	
		[illegible]	…悪臭発生防止のために、非かんがい期においても…な管理等によって水路に通水すること。	
		[illegible]	…し、水質等の改善や下流閉鎖性水域の水質悪化…、分水ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の日…を行うこと。	

『水質保全』の『No.42と101』の取り組みは必須です。

【活動指針】

【活動計画書】

《記入例》

（３）資源向上支払（長寿命化）

工事１件当たり200万円以上となることが明らか[illegible]画書を作成し、添付してください。なお、１つの取組[illegible]ても構えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。

【資源向上支払（長寿命化）】の交付金で実施する場合は記入してください

活動内容			延べ数量（単位はkmか箇所を選択）	年度計画				
施設区分	取組	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	62 水路の更新等	水路本体更新	0.40 km	○	○	○	○	
水路	61 水路の補修	水路本体補修【農地維持から流用】	0.50 km	○	○	○	○	○
この線より上に行を挿入してください。								

【農地維持】または、【資源向上支払（共同）】の交付金で長寿命化を実施する場合も記入してください

工事を専門業者に委託する場合であっても、作業場所の準備工（草刈りなど）等の直営施工を危険の無い範囲で必ず実施してください

☆直営施工の実施方針について　□ 全て直営施工　○ 一部直営施工　□ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第１の２の（４）又は第２の２の（４）に基づく活動）

（１）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資	点検・計画策定	1　点検	○	×	
		2　年度活動計画の策定	○	×	実施日
	研修	3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修		×	実施日
	農	4　遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	遊休農地解消面積　a
			○	×	
				×	
			○	×	
			○	×	
				×	
			○	×	
				×	
				×	
			−	−	
				×	
				×	
				×	

【報告書】

『ため池』は無いので計画欄は『ー』を選択すると、実施欄も自動的に『ー』が入ります。

3．活動の計画

（１）農地維持支払　　★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・計画策定		1　点検	○											
		2　年度活動計画の策定	○											
研修		3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	令和4年度受講予定											
実践活動	農用地	4　遊休農地発生防止のための保全管理	○											
		5　畦畔・法面・防風林の草刈り			○		○							
		6　鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水路	7　水路の草刈り			○		○							
		8　水路の泥上げ			○									
		9　水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道	10　農道の草刈り			○		○							
		11　農道側溝の泥上げ												
		12　路面の維持	点検結果に応じて実施時期を											

【活動計画書】

活動項目		取組	計画	実施	実施日
地域住民等の農地の適切な保全のための推進活動		17 農業者の検討会の開催	○	×	
		18 農業者に対する意向調査、現地調査	－	－	
		19 不在村地主との連絡体制の取組等	－	－	
		20 集落外住民や地域住民との意見交換等	－	－	
		21 地域住民等に対する意向調査等	－	－	
		22 有識者等による研修会、検討会の開催	－	－	
		23 その他	－	－	

（2）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	計画策定 機能診断・	24 農用地の機能診断	○	×	
		25 水路の機能診断	○	×	
		26 農道の機能診断	○	×	
		27 ため池の機能診断	○	×	
		28 年度活動計画の策定	○	×	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修		×	実施日
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等		×	
		31 水路の軽微な補修等		×	
		32 農道の軽微な補修等		×	
		33 ため池の軽微な補修等		×	
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○	×	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○	×	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	×	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	－	－	
		38 資源循環計画の策定	－	－	

『○』または『－』を選択してください。

【報告書】

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	×	
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	×	
		101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）	○	×	
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	×	
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。			
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	×	

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	－	－	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	－	－	
	54 地域住民による直営施工	－	－	
	55 防災・減災力の強化	－	－	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	×	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	－	－	
	58 農村文化の伝承を通した農村コミュニティの強化	－	－	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	－	－	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	○	×	

文言の変更

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施日

加算措置	計画	実施	実施面積（ha単位の小数）	小規模水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

【報告書】

【報告書】

1． 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日

2．組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

3． 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。
「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

（1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分			活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定		1 点検	○	×	
			2 年度活動計画の策定	○	×	実施日
	研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	○	×	実施日
	実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	遊休農地解消面積 a
			5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	×	
			6 鳥獣害防護柵等の保守管理	○	×	
		水路	7 水路の草刈り	○	×	
			8 水路の泥上げ	○	×	
			9 水路附帯施設の保守管理	○	×	
		農道	10 農道の草刈り	○	×	
			11 農道側溝の泥上げ	－	－	
			12 路面の維持	○	×	
		ため池	13 ため池の草刈り	－	－	
			14 ため池の泥上げ	－	－	
			15 ため池附帯施設の保守管理	－	－	
		共通	16 異常気象時の対応	○	×	

施設が有る（点検結果に応じて活動を実施する）場合は『○』を選択して下さい。

施設が無い（該当なし）場合は『－』を選択して下さい。「実施」欄が自動的に『－』に変わります。

【報告書】

活動区分		活動項目	計画	実施	備考 実施日
農地・農業用水等の適切な保全のための推進活動		17 農業者の検討会の開催	○	×	
		18 農業者に対する意向調査、現地調査	－	－	
		19 不在村地主との連絡体制の整備等	－	－	
		20 集落外住民や地域住民との意見交換等	－	－	
		21 地域住民等に対する意向調査等	－	－	
		22 有識者等による研修会、検討会の開催	－	－	
		23 その他	－	－	

必須活動ですから、計画書で選択した項目のみに必ず、『○』が入っていなければなりません。

（2）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○	×	
		25 水路の機能診断	○	×	
		26 農道の機能診断	○	×	
		27 ため池の機能診断	－	－	
		28 年度活動計画の策定	○	×	実施日
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	○	×	実施日
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	○	×	
		31 水路の軽微な補修等	○	×	
		32 農道の軽微な補修等	○	×	
		33 ため池の軽微な補修等	－	－	
資源	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	○	×	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○	×	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	×	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	－	－	
		38 資源循環計画の策定	－	－	

施設が有る（点検結果に応じて活動を実施する）場合は『○』を選択して下さい。

ため池が無い場合は『－』を選択して下さい。

【報告書】

村環境保全活動					
	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	×	
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	×	
		101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）	○	×	
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	×	
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。			
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	×	

活動計画書で選択した項目だけに必ず、『○』が入っていなければなりません。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	－	－	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	－	－	
	54 地域住民による直営施工	－	－	
	55 防災・減災力の強化	－	－	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	×	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	－	－	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	－	－	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	－	－	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	○	×	

必須活動ですから、必ず、『○』が入っていなければなりません。

中山間地域は任意の取組ですが、中山間地域以外の組織は必須活動ですから、必ず、『○』が入っていなければなりません。

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施日

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

【活動記録】

《記入例》

（様式第１－６号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名　滋賀まるごと保全隊

令和4年度　多面的機能支払交付金　活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の⑷が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要領基本方針において追加された
活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号数が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考（具体的な活動内容を記入）
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
4/4	9:00	2.0時間	3人	1人	4人	1	24	25	26			農地維持,共同,共同,共同	点検,機能診断,機能診断,機能診断	1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断	
4/4	19:00	2.0時間	3人	5人	8人	2	28	34	35	36		農地維持,共同,共同,共同	計画策定,計画策定,生態系保全,水質保全,景観形成・生活環境保全	2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生物多様性保全計画の策定,35 水質保全計画、農地保全計画の策定,36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
4/20	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	51						共同	啓発・普及	51 啓発・普及活動	のぼり旗掲示
4/25	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）,101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）,56 農村環境保全活動の幅広い展開	透視度調査1回目 水守当番1回目

「点検」、「機能診断」は必須活動です。毎年必ず実施し、その記録も保存してください。

計画策定についても、「生態系保全」、「水質保全」は必須活動、その他の環境保全活動に取り組む場合も毎年必ず実施してください。

【活動記録】

《記入例》

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
5/1	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）,101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）,56 農村環境保全活動の幅広い展開	透視度調査2回目 水守当番2回目
5/3	9:00	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）,101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）,56 農村環境保全活動の幅広い展開	透視度調査3回目 水守当番3回目
5/5	9:00	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）,101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）,56 農村環境保全活動の幅広い展開	透視度調査4回目 水守当番4回目
6/1	9:00	3.0時間	10人	20人	30人	5	7	10				農地維持,農地維持,農地維持	農用地,水路,農道	5 畦畔・法面・防風林の草刈り,7 水路の草刈り,10 農道の草刈り	
6/30	9:00	3.0時間	10人	20人	30人	12						農地維持	農道	12 舗面の維持	砂利の補充

【活動記録】

《記入例》

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
7/1	9:00	3.0時間	0人	20人	20人	46						共同	景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	子ども会清掃活動
7/10	19:00	2.0時間	1人	1人	2人	3						農地維持	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	町事務説明会
8/1	8:30	0.5時間	2人	30人	32人	39						共同	生態系保全	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	生き物観察会
8/30	8:00	3.0時間	10人	20人	30人	5	7	10				農地維持,農地維持,農地維持	農用地,水路,農道	5 畔畔・法面・防風林の草刈り,7 水路の草刈り,10 農道の草刈り	
9/30	8:00	3.0時間	10人	20人	30人	6	8					農地維持,農地維持	農用地,水路	6 鳥獣害防護柵等の保守管理,8 水路の泥上げ	
10/13	9:00	1.0時間	2人	1人	3人	16						農地維持	共通	16 異常気象時の対応	台風16号通過後の見回り
10/30	9:00	3.0時間	10人	20人	30人	30	31					共同,共同	農用地,水路	30 農用地の軽微な補修等,31 水路の軽微な補修等	獣害防護柵補修と水路の不陸整正
10/30	9:00	3.0時間	0人	20人	20人	46						共同	景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	女性会、福寿会清掃作業
11/1	13:30	2.5時間	1人	1人	2人	3	29					農地維持,共同	研修,研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修,29 機能診断・補修技術等に関する研修	農村まるごと保全技術研修会受講
11/30	8:30	8.0時間	1人	1人	2人	60						共同	増進活動	60 広報活動・資的関係人口の拡大	広報誌作成
12/1	9:00	2.0時間	3人	0人	3人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	長寿命化工事現場確認

【活動記録】

《記入例》

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
12/2	9:00	2.0時間	3人	0人	3人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	長寿命化工事見積徴収
12/5	9:00	3.0時間	6人	0人	6人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	現場草刈り
3/10	9:00	1.0時間	3人	0人	3人	61	62							水路の	長寿命化工事完了検査
3/15	19:00	2.0時間	2人	2人	4人	200						-	事務処理	200 事務処理	会計監査
3/16	8:30	8.0時間	1人	1人	2人	200						-	事務処理	200 事務処理	実施状況報告書作成
3/21	19:00	2.0時間	10人	30人	40人	300	17					-,農地維持	会議,推進活動	300 会議,17 農業者の検討会の開催	総会
この線より上に行を挿入してください。															

「会計監査」は毎年必ず実施してください。

「総会」は毎年必ず実施し、欠席者がある場合は、書面などにて構成員全員に周知してください。

	農業者	農業者以外	合計
活動に参加した最大人数	10人	30人	40人

注意：【報告書】の計画欄に『○』が入っている以外の項目の取組番号は記入できません。
：活動を実施したら、必ず活動記録に取組番号を記入してください。

1．総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	令和5年3月21日

当該年度内の総会開催日を記入してください。

2．組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

3．多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「－」を記入する。
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「〇」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。
「備考」欄：「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

（1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資	点検・計画策定	1 点検	〇	〇	
		2 年度活動計画の策定	〇	〇	実施日 4/4
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	〇	〇	実施日 11/1 農村まるごと保全技術研修会受講「事務・組織運営」「機械の安全使用」の研修に該当
	農	4 遊休農地発生防止のための保全管理	〇	×	遊休農地無し 遊休農地解消面積 a
			〇	〇	
			〇	〇	
			〇	〇	
			〇	〇	
な保	実践	9 水路附帯施設の保守管理	〇	×	点検の結果異常なし
			〇	〇	
			－	－	
			〇	〇	
	ため池	13 ため池の草刈り	－	－	
		14 ため池の泥上げ	－	－	
		15 ため池附帯施設の保守管理	－	－	
	共通	16 異常気象時の対応	〇	〇	

活動実施日を記入します。

研修の内容を記入します。

保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合（活動記録に番号が記入していない場合）は「実施」欄が「×」となります。備考欄に理由を記入します。

活動を実施しなかった場合（活動記録に番号が記入していない場合）は「実施」欄が「×」となります。備考欄に理由を記入します。

《記入例》

【報告書】

【様式1-3号】

現在は遊休農地ではあるが、この面積分も交付金をもらい遊休農地を解消する場合に記入します。
※この場合、50aは左の3550aに含まれます。

遊休農地を解消するための活動を実施し、『4．遊休農地発生防止のための保全管理』を活動記録に記入することで、実施欄が、『〇』になります。

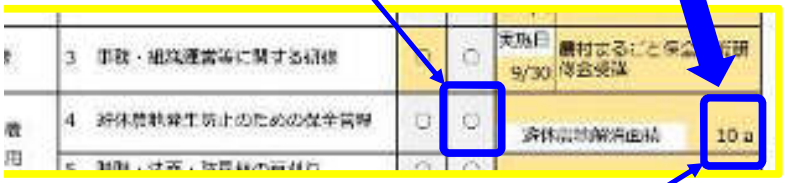

当該年度に遊休農地を解消した面積を記入します。

活動区分		活動項目	計画	実施	実施日	備考
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		17 農業者の検討会の開催	○	○	3/21	農業者の検討会の開催
		18 農業者に対する意向調査、現地調査	－	－		
		19 不在村地主との連絡体制の整備等	－	－		
		20 集落外住民や地域住民との意見交換等	－	－		
		21 地域住民等に対する意向調査等	－	－		
		22 有識者等による研修会、検討会の開催	－	－		
		23 その他	－	－		

活動実施日と備考欄に具体的な取組内容を記入してください。

2）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	実施日	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○	○		
		25 水路の機能診断	○	○		
		26 農道の機能診断	○	○		
		27 ため池の機能診断	－	－		
		28 年度活動計画の策定	○	○	4/4	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	○	○	11/1	農村まるごと保全技術研修会受講【機能診断、補修技術該当】
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	○	○		
		31 水路の軽微な補修等	○	○		
		32 農道の軽微な補修等	○	×		機能診断の結果異常なし
		33 ため池の軽微な補修等	－	－		
農	計画策定	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	○		
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	－	－		
		38 資源循環計画の策定	－	－		

活動実施日を記入してください。

研修の内容を記入します。

活動を実施しなかった場合（活動記録に番号が記入していない場合）は「実施」欄が「×」となります。備考欄に理由を記入します。

【報告書】 《記入例》

環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	○	
		101 水田からの排水（湛水）管理（水質保全）	○	○	
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	○	
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。			
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	○	

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	－	－	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	－	－	
	54 地域住民による直営施工	－	－	
	55 防災・減災力の強化	－	－	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	－	－	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	－	－	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	－	－	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	○	○	

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

				（参加人数及び内容等を記入）
農村協働力の深化に向けた活				日

中山間地域以外は必須の取組となります。毎年必ず実施してください。

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

【報告書】 《記入例》

【報告書】 《記入例》

1． 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	令和5年3月21日

2． 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人

3． 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。
「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や現地実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

【凡例】「計画」
☆ 必須項目 …毎年必ず選択
★ 条件付き必須項目…5年間で1回以上選択
◇ 条件付き活動項目…該当があれば選択
◆ 任意活動項目 …希望により選択
「実施」
☆ 必須活動 …毎年必ず実施
★ 条件付き必須活動…5年間で1回以上実施
◇ 条件付き活動項目…点検や機能診断結果により実施
◆ 条件付き活動項目…異常気象の有無により実施
△ 任意活動項目 …希望により実施
（申し出た場合は必ず実施）

（1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分			活動項目	計画	実施	備考
地域の基礎的な保全活動	点検・計画策定		1 点検	☆○	☆○	
			2 年間活動計画の策定	☆○	☆○	実施日 4/4
	研修		3 事故・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	★○	★○	実施日 11/1 農村まるごと保全推進研修会受講【管理組織運営、機械の安全使用に該当】
	実践活動	農用地	4 地域農地発生防止のための保全管理	☆○	◇×	遊休農地なし 遊休農地解消面積 a
			5 畦畔・法面・防風林の草刈り	☆○	☆○	
			6 農用地防違柵等の保守管理	◇○	◇○	
		水路	7 水路の草刈り	☆○	☆○	
			8 水路の泥上げ	☆○	☆○	
			9 水路附帯施設の保守管理	☆○	◇×	点検の結果異常なし
		農道	10 農道の草刈り	☆○	☆○	
			11 農道側溝の泥上げ	◇－	◇－	
			12 路面の補修	☆○	◇○	
		ため池	13 ため池の草刈り	◇－	☆－	
			14 ため池の泥上げ	◇－	◇－	
			15 ため池附帯施設の保守管理	◇－	◇－	
		共通	16 異常気象時の対応	☆○	◆○	

（2）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	☆○	☆○	
		25 水路の機能診断	☆○	☆○	
		26 農道の機能診断	☆○	☆○	
		27 ため池の機能診断	◇－	☆－	
		28 年度活動計画の策定	☆○	☆○	実施日 4/4
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	★○	★○	実施日 11/1 農村まるごと保全推進研修会受講【機能診断、補修技術等に該当】
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	☆○	◇○	
		31 水路の軽微な補修等	☆○	◇○	
		32 農道の軽微な補修等	☆○	◇×	機能診断の結果異常なし
		33 ため池の軽微な補修等	◇－	◇－	
農村環境の保全	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	☆○	☆○	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	☆○	☆○	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	◆○	△○	
		37 水田貯留機能向上計画、地下水かん養活動計画の策定	◆－	△－	
		38 防除組織計画の策定	◆－	△－	

いずれか1つは毎年必ず実施

【報告書】

《記入例》

農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	☆○	☆○
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	☆○	☆○
		101 水田からの排水（灌水）管理（水質保全）	☆○	☆○
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	◆○	△○
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。		
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	☆○	☆○

7つのメニューの内1つ以上選択

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	◆_	△_	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	◆_	△_	
	54 地域住民による直営施工	◆_	△_	
	55 防災・減災力の強化	◆_	△_	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	☆○	☆○	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	◆_	△_	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	◆_	△_	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	◆_	△_	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	☆○	☆○	

「生態系保全活動」と「水質保全活動」に必須活動として取り組んでいることが、自動的に『56　農村環境保全活動の幅広い展開』に該当します。

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施日

中山間地域は任意の活動

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

【活動記録】《記入例》

（様式第１－６号）　　農林水産省様式

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：滋賀まるごと保全隊

令和4年度　多面的機能支払交付金　活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実集時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の⑴が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された
活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考（具体的な活動内容を記入）
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
4/4	9:00	2.0時間	3人	1人	4人	1	24	25	26			農地維持,共同,共同,共同	点検,機能診断,機能診断,機能診断	1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断	
						2	28	34	35	36		農地維持,共同,共同,共同,共同	計画策定,計画策定,生態系保全,水質保全,景観形成・生活環境保全	2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生物多様性保全計画の策定,35 水質保全計画、農地保全計画の策定,36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
4/20	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	51						共同	啓発・普及	51 啓発・普及活動	のぼり旗掲示
4/25	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	42 水質モニタリ 旗・記録管理（水 全）,101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）,56 農村環境保全活動の幅広い展開	透視度調査1回目 水守当番1回目

県内の活動組織の皆さんに必須活動として取り組んでいただいている『水質保全活動』や『生態系保全活動』が自動的に『No.56　農村環境保全活動の幅広い展開』に該当します。

「点検」、「機能診断」、各活動の結果を踏まえての「計画策定」は必須活動ですから毎年必ず実施

啓発・普及活動は必須活動

【活動計画書】《記入例》

必須活動です。必ず選択し毎年実施してください。

「生態系保全」に関する7つのメニューの中から1つ以上の取組を選択いただきます。

		活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）					○							
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	○										
		101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）	○	○										
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）			○				○					
		この線より上に行を挿入してください。												
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○											

県内の活動組織の皆さんに必須活動として取り組んでいただいている『水質保全活動』や『生態系保全活動』が自動的に『No.56 農村環境保全活動の幅広い展開』に該当します。

2）多面的機能の増進を図る活動 （任意の取組）★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
多面的機能の増進を図る活動	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○											
	この線より上に行を挿入してください。													
	60 広報活動・農的関係人口の拡大							○						

「○」を選択

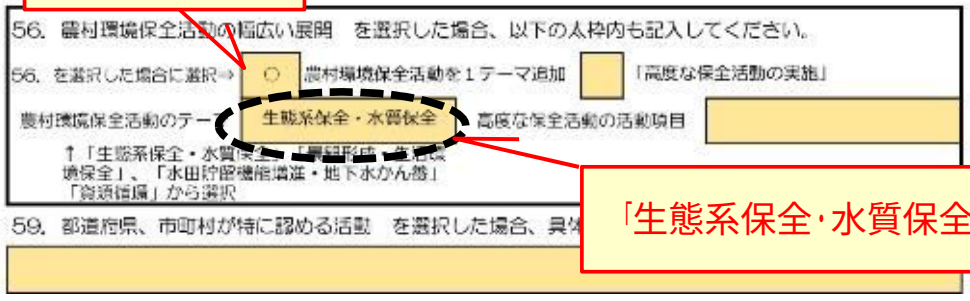

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ ○ 農村環境保全活動を１テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテー 生態系保全・水質保全 高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全・水質保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体

「生態系保全・水質保全」を選択

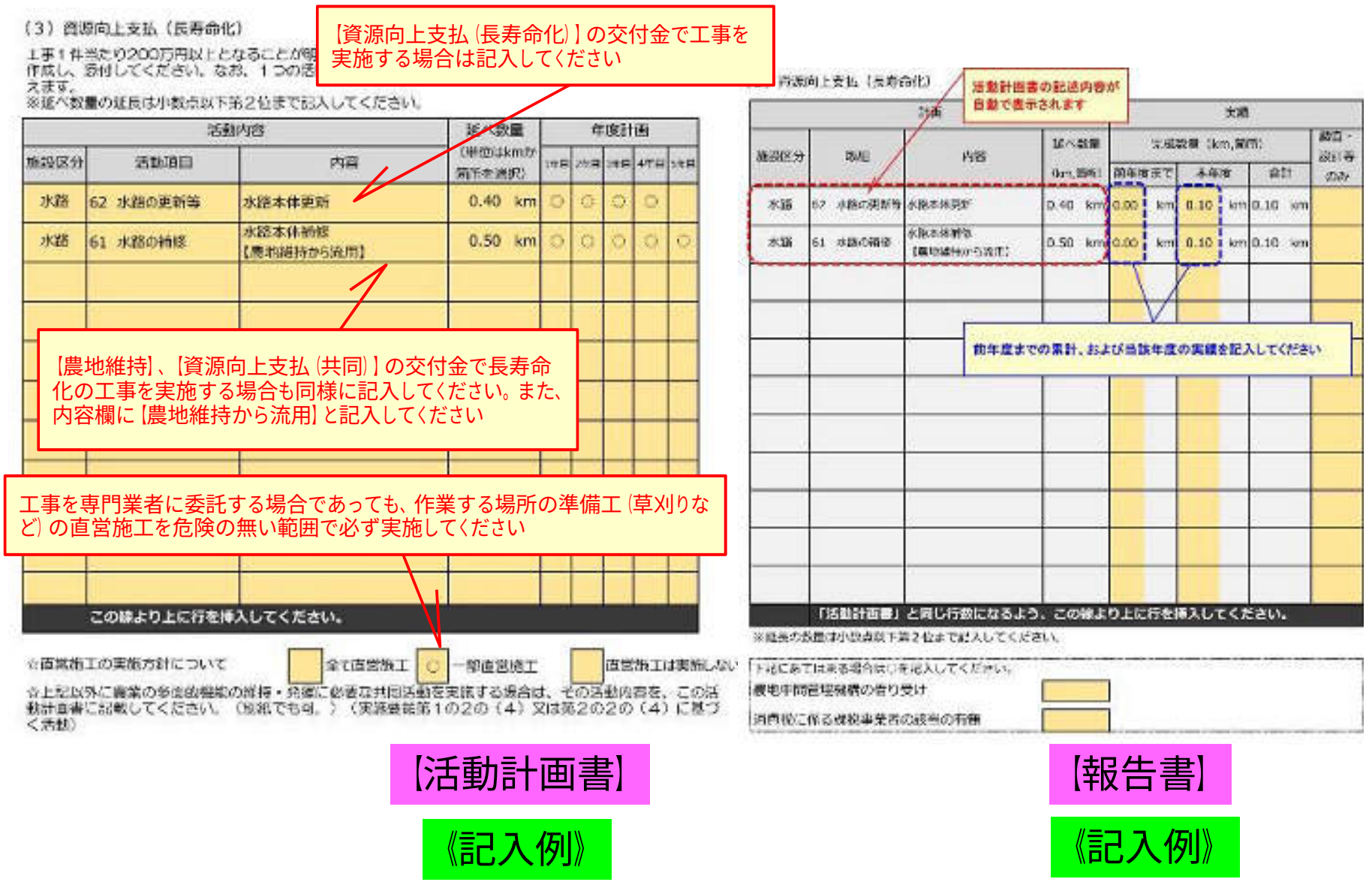

【活動計画書】

《記入例》

【報告書】

《記入例》

【活動記録】

《記入例》

活動実施日時			活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容			備考（具体的な活動内容を記入）
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動区分	活動項目	
	開始時刻	実施時間													
12/2	9:00	2.0時間	3人	0人	3人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	長寿命化工事見積徴収
12/5	9:00	3.0時間	6人	0人	6人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	現場草刈り
3/10	9:00	1.0時間	3人	0人	3人	61	62					長寿命化,長寿命化	水路,水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	長寿命化工事完了検査
3/15	19:00	2.0時間	2人	2人	4人	200						-	事務処理	200 事務処理	会計監査
3/21	19:00	2.0時間	10人	30人	40人	300	17					-,農地維持	会議,推進活動	300 会議,17 農業者の検討会の開催	総会
3/24	8:30	8.0時間	1人	1人	2人	200						-	事務処理	200 事務処理	実施状況報告書作成
この線より上に行を挿入してください。															

『資源向上支払（施設の長寿命化）』に外注で取り組む場合でも、『直営施工』の活動（例えば、水路の補修をしてもらう場所の草刈りなどの事務以外の作業）を危険の無い範囲で必ず実施してください。

この場合、活動記録には、『7．水路の草刈り』とせず、『61．水路の補修』や『62．水路の更新等』を選択し、備考欄に草刈りをしたことを記入してください。

	農業者	農業者以外	合計
活動に参加した最大人数	10人	30人	40人

【金銭出納簿】 《記入例》

（様式第１－７

入力してください

令和4年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名：滋賀まるごと保全隊

「はじめに(PC)」のシートで入力すれば自動で表示されます

★「分類」欄は、分類番号（1～8）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「1」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「2」を必ず入
区別ができない収支は「1」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

【農地維持･資源向上（共同）】の交付金を流用して、【資源向上支払（長寿命化）】の活動を行った際には、「区分」は「1」を選択し、「長寿命化への活用」の欄に「○」を記入してください

日付	分類	内　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/11	3.利子等	自治会より借入	1	200,000		200,000	A			
4/12	7.その他支出	お茶	1		2,400	197,600	1	4/11	立替金返金	
4/31	7.その他支出	チップソー	1		75,000	122,600	2	5/14		
6/20	5.購入・リース費	砕石	1					/1		
7/8	4.日当	日当（自治会）	1					/1		
7/20	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	700,000		719,600				
7/20	3.利子等	借入金返金	1	▲ 200,000		519,600	5			
……中略……										
1/31	7.その他支出	お茶	1		2,500	32,600	25	3/3		
2/10	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	300,000		332,600				
2/10	5.購入・リース費	ベンチフリューム	1		38,000	294,600	26	2/21		○
3/10	4.日当	日当（自治会）	1		144,000	150,600	27	2/21		○
3/20	3.利子等	自治会より補填	1	4,400		155,000	B			
3/30	6.外注費	事務委託料	1		154,500	500	28		水土里ネット滋賀	
3/30	7.その他支出	振込手数料	1		500					
			1							
この線より上に行を挿入してください。										
合　計				1,004,400	1,004,400					

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【日当整理帳】

（参考様式）

領収書番号
26

（注）作業時間は、実作業時間を入力してください。
★昼食時間等、長時間の休憩時間は必ず除算してください！
★活動記録への記入もあわせてお願いします。（作業時間が異なる場合は、同日の同じ作業でも分けて記入してください。）

★各個人への支払いが完了した日を記入してください！（金銭出納簿もこの日付で整理してください）

（組織名）　滋賀まるごと保全隊　代表 まるごと 太郎 様

令和2年2月28日

福寿会

日当整理帳　（個人として参加された場合）　単価 800 円／時間

宛名（活動組織名、代表者名）を忘れないようにして下さい。

	氏名	出役状況（作業時間）										この線より左で列を挿入	作業時間計	日当	確認印（印またはサイン）	受領日
		月日	10月30日													
		開始時刻	9:00～													
		作業内容	ゴミ拾い													
1	まるごと一郎		3.0										3.0	2,400 円	ま	2/28
2	まるごと二郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと二郎	2/28
3	まるごと三郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと三郎	2/28
4	まるごと四郎		3.0										3.0	2,400 円	ま	2/28
5	まるごと五郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと五郎	2/28
6	まるごと六郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと六郎	2/28
7	まるごと七郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと七郎	2/28
8	まるごと八郎		3.0										3.0	2,400 円	まるごと八郎	2/28
9	まるごと九郎		2.0										2.0	1,600 円	まるごと九郎	2/28
10	まるごと十郎		2.0										2.0	1,600 円	まるごと十郎	2/28
11														円		
	この線より上で行を挿入															
	計		参加人数 10 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人	参加人数 人		28.0	22,400 円		

※個人口座振込の場合は、金融機関の振込証明があれば確認印は不要です。

【活動記録】《記入例》

	活動実施日時			活動参加人数			取組番号（左詰め）						活動内容			備考（具体的な活動内容を記入）
	日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動項目	取組	
		開始時刻	実施時間													
×	10/30	9:00	3.0時間	0人	10人	10人	46						共同	景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	福寿会清掃活動
○	10/30	9:00	3.0時間	0人	8人	8人	46						共同	景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	福寿会清掃活動
○	10/30	9:00	2.0時間	0人	2人	2人	46						共同	景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	福寿会清掃活動
	この線より上に行を挿入してください。															

同じ作業であっても、出役時間が異なる場合は、
行を分けて記入してください。

	農業者	農業者以外	合計
活動に参加した最大人数	10人	30人	40人

【活動計画書】

《記入例》

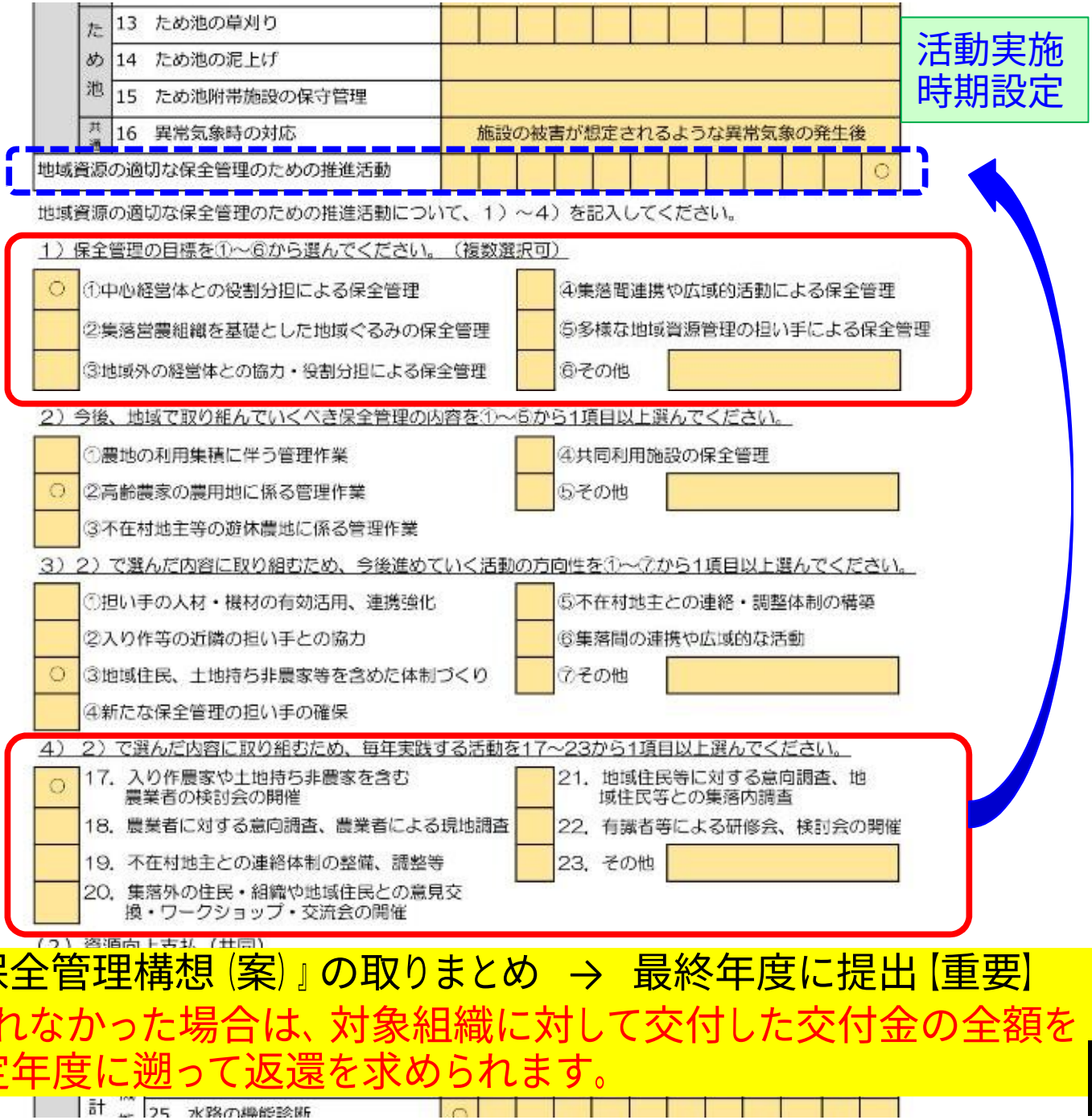

活動実施時期設定

目標設定

実行手段(取組項目)の選択

『地域資源保全管理構想（案）』の取りまとめ → 最終年度に提出【重要】

万が一、策定されなかった場合は、対象組織に対して交付した交付金の全額を事業計画の認定年度に遡って返還を求められます。

交付金の計画的な『持越』※1をされた活動組織以外は、1回目の交付金が振り込まれる以前の支払いは、立替払い、もしくは借入金からの支払いでお願いします。

　ただし、借入金に対する利子を交付金から支出することはできません。

　また、立替払いをされた場合は立替払返金領収書を作成してください。

※１　市町によっては、計画的な持越が出来ない場合がありますのでご確認ください。

《滋賀まるごと保全隊の立替払いの支払例》

・４月１０日　土連次郎さんがお茶を立替で購入
　　@１００円×２４本=2,４００円
・４月１１日　水路の泥上げ作業に出役した人にお茶を配布
・４月２１日　自治会より活動資金として２００,０００円借入
・４月２２日　通帳より出金
・４月２２日　会計より土連次郎さんに2,４００円返金
・７月２０日　１回目交付金７００,０００円入金
・７月２０日　自治会へ借入金２００,０００円返金

【金銭出納簿】《記入例》

不可

（様式第１－７

入力してください

令和4年度　多面的機能

組織名：滋賀まるごと保全隊

「はじめに（PC）」のシートで入力すれば自動で表示されます

★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入
区別ができない収支は「１」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

チップソーの分類は「7．その他支出」を選択してください。

★交付金交付前に活動
また、返済の際は返

座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額
し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上

残高がー（マイナス）標示となることは不可です

日付	分類	内　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	番号	実施日	備考	への活用
4/10	7.その他支出	お茶	1		2,400	-2,400	1	4/11		
4/15	7.その他支出	チップソー	1		75,000	-77,400	2	4/18		
4/20	5.購入・リース費	砕石	1		55,000	-132,400	3	4/18		
4/21	3.利子等	自治会より借入	1	200,000		67,600				
7/20	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	700,000		767,600				
・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・										
1/31	7.その他支出	お茶	1		2,500	32,600	25	3/3		
2/10	2.交付金	多面的機能支払交付金（第2回）	1	300,000		332,600				
2/28	4.日当	日当（福寿会）	1		38,000	294,600	26	2/21		
3/10	4.日当	日当（自治会）	1		144,000	150,600	27	3/3		
3/20	3.利子等	自治会より補填	1	4,400		155,000				
3/30	6.外注費	事務委託料	1		155,000		28		水土里ネット滋賀	
この線より上に行を挿入してください。										
合　計				1,204,400	1,204,400					

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【金銭出納簿】《記入例》

（様式第１－７

入力してください

令和4年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿　　組織名：滋賀まるごと保全隊

「はじめに（PC）」のシートで入力すれば自動で表示されます

★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入
区別ができない収支は「１」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★交付金
また、

立替金の返金を受けた日
（立替払返金領収書の日付）

立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
して収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

購入したお茶を使った日

日付	分類	内　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/21	3.利子等	自治会より借入	1	200,000		200,000	1			
4/22	7.その他支出	お茶	1		2,400	197,600	2	4/11	立替金返済	
4/22	7.その他支出	チップソー	1		75,000	122,600	3	4/18	立替金返済	
4/22	5.購入・リース費	砕石	1		55,000	67,600	4	4/18	立替金返済	
7/8	4.日当	日当（自治会）	1		48,000	19,600	5	7/1		
7/20	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	700,000		719,600				
7/20	3.利子等	借入金返金	1	▲ 200,000		519,600				
……中略……										
1/31	7.その他支出	お茶	1		2,500	32,600				
2/10	2.交付金	多面的機能支払交付金（第2回）	1	300,000		332,600				
2/28	4.日当	日当（福寿会）	1		38,000	294,600	27	2/21		
3/10	4.日当	日当（自治会）	1		144,000	150,600	28	3/3		
3/20	3.利子等	自治会より補填	1	4,400		155,000	29			
3/30	6.外注費	事務委託料	1		154,500	500	30		水土里ネット滋賀	
3/30	7.その他支出	振込手数料	1		500		30			
			1							
この線より上に行を挿入してください。										
合　計				1,004,400	1,004,400					

自治会より借入をした 4/21 より前の 4/10 にお茶を購入したので、『立替払返金領収書』が必要となります。

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【金銭出納簿】 《記入例》

（様式第１－７

入力してください

令和4年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名： 滋賀まるごと保全隊

★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入
区別ができない収支は「１」を記入してください。

「はじめに(PC)」のシートで入力すれば自動で表示されます

★農地維持・資源向上（共同）の交 の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

活動内容ではなく、購入したものを記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

立替払返金の領収書を貼付して下さい。

日付	分類	内　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/21	3.利子等	自治会より借入	1	200,000		200,000	1			
4/22	7.その他支出	お茶	1		2,400	197,600	2	4/11	立替金返済	
4/22	7.その他支出	チップソー	1		75,000	122,600	3	4/18	立替金返済	
4/22	5.購入・リース費	砕石	1		55,000	67,600	4	4/18	立替金返済	
7/8	4.日当	日当（自治会）	1		48,000	19,600	5	7/1		
7/20	2.交付金	多面的機能支払交付金（第1回）	1	700,000		719,600	6			
7/20	3.利子等	借入金返金	1	▲ 200,000		519,600	7			
		・・・・・・・・・・中略・・・・・・・・・・								
1/31	7.その他		1				25	3/3		
2/10	2.交付金		1	300,000			26			
2/28	4.日当	日当（福寿会）	1		38,000	294,600	27			
3/10	4.日当	日当（自治会）	1		144,000	150,600	28	3/3		
3/20	3.利子等	自治会より補填	1	4,400		155,000	29			
3/30	6.外注費	事務委託料	1		154,500	500	30		水土里ネット滋賀	
3/30	7.その他支出	振込手数料	1		500		30			
			1							
この線より上に行を挿入してください。										
合　計				1,004,400	1,004,400					

自治会などからの借入金を返済する場合は、収入欄に、「マイナス」表示で入力してください。

借入金返済の領収書を貼付して下さい。

残高が「マイナス」になる前に補填をして下さい。

活動実施日は「活動記録」と整合して下さい。

「振込手数料」の分類は、「7．その他支出」で、「事務委託料」の分類は「6．外注費」と分類が異なるので、行を分けて記入してください。

収入と支出は同額になります。

※領収書は、 ください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【立替払返金領収書】〈参考様式〉

〈令和３年度以降〉
購入した時点で通帳に資金が無い場合、通帳に資金があっても、領収書の日付が、通帳から出金した日より前の場合は、『立替払返金領収書が必要になります。』

【参考例】

通帳から出金した日	領収書の日付	『立替払い返金領収書』の要否
4/9	4/10	不要
4/10	4/10	不要
4/11	4/10	必要

金銭出納簿に記入する日

領収書（立替払返金領収書）

領収書番号	1

活動組織名：　滋賀まるごと保全隊

立 替 払 返 金 領 収 書

立替払の場合は右記のとおり	立替金を受領した日付	令和4年4月22日
	金　額	￥　2,400 円
	滋賀まるごと保全隊　代表様　まるごと太郎 上記立替代金の返金を受領しました。	
	受領者（サイン・印）	土連　次郎　（土連）

活動日：	4月11日	活動内容：	水路の泥上げ

【 領収書貼付欄 】

領収書

令和4年4月10日

滋賀まるごと保全隊 様

領収金額　¥2,400 円也

上記金額を正に領収しました。

但し、　お茶 1ケース　(24本　@100)　として

○○市○○町○番

○○商店　○○二　印

別紙用紙に貼付し、別添とすることでも可

●宛名の確認
必ず活動組織名でお願いします。
○○自治会や○○子ども会などにならないように！

●領収書には、通し番号をつけてください。
また、この番号は、金銭出納簿にも記入してください。

1

領　収　証　　01084948号

滋賀まるごと保全隊　様

￥1，632

（消費税等　¥120を含みます。）

但し、御品代（　）として

令和4年6月28日　上記正に領収しました。

[redacted]

●日付の確認
令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

領　収　書

[redacted]

返品・交換はレシートと一緒に
1週間以内にお願いします。
レシートは必ずお持ちください。

令和4年6月28日　13:03
0740お～いお茶緑茶
¥68　24個　¥1,632

小計　24点　¥1,632
（内税対象額　¥1,632）
（消費税等　¥120）
現計　¥1,632
お預り　¥10,002
お釣り　¥8,370

[redacted]

●明細の添付
レシートを添付してください
（台紙に手書きも可）

【領収書】

滋賀まるごと保全隊

エンジン点検タイヤ点検実施中
お得なカード！プリカ＆マイドプラス！

[redacted]　領収書　印紙

[redacted]

売上　令和4年6月28日
14:11
上　様　手
現金フリー　00-161265-90001-0001-9

出光ゼアス　P- 7(内)
12.00 L　1860円
01200　00

(内)
2604円

64円
331円)

釣銭　1 万円:　5,536円
5 千円:　536円

[redacted]

●宛名の確認
必ず活動組織名を記入。
レシートの場合は、空きスペースに手書きでOK。

活動実施の注意点

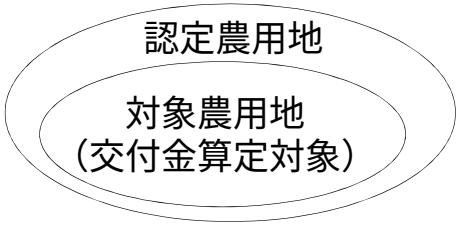

A. 活動について

①本対策の活動期間は、5年間が基準です。途中で活動をやめる場合や活動要件を満たしていない場合は、交付金の「遡及返還」になります。（それまでの交付金もさかのぼって返還になります。）

②活動を実施できる（交付金の支出対象）のは認定農用地内です。原則として活動計画書に記載されていない場所で交付金を使っての活動は出来ません。

③活動計画書に基づいて毎年の活動計画を策定し、

必須の活動については毎年必ず実施してください。（天候等やむを得ない理由で必須活動が中止となった場合、代替活動を行ってください。）

④「総会」の開催および「監査」は毎年確実に実施し、議事録等を作成・保管してください。

1年に1回以上、まるごとの総会（総代会）を自治会等の総会とは開催時間（開催日）等を区別して開催してください。

また、総会の中で、下記の事項を構成員の方に確認いただき書面で残すようにしてください。

- 日当の支払いの可否とその単価
- 役員報酬の支払いの可否とその金額
- 年間活動計画と事業報告
- 会計監査など交付金に関する決算事項
  （監査報告書を総会資料に添付）
- 『地域資源保全管理構想』の内容承認
- 令和6年度からの次期対策に向けた手続きについて

} 令和5年度で活動期間の5年目を終える組織

※実績報告書には会計監査報告書、総会資料（会議録等）を添付すると共に、活動記録に実施したことを記入してください。

⑤「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は毎年確実に実施し、活動内容の記録等を残しておいてください。　【資料２参照】

⑥「研修」は５年間に１回以上、市町やまるごと推進協議会が認めた研修会を受講し、その内容を受講者以外の構成員と情報共有してください。

□事務・組織運営等の研修

□機械の安全使用に関する研修

□機能診断・補修技術等の研修

令和2年度から新たに必須の取組となった研修

⑦先進地視察等を独自に実施される場合は、必ず事前に市町にご相談ください。視察先や費用負担が適切かどうか等、事前に確認させていただきます。

⑧専門的な技術が必要な作業や高所作業など危険を伴う作業など、活動組織の共同活動で実施が困難な場合は、専門業者に委託することが出来ます。

　委託費が10万円を超える場合は、3者の見積を取り契約内容や責任の所在を明確にするため、請書もしくは契約書を作成してください。

⑨遊休農地の発生防止

　『農村まるごと』では、『遊休農地の発生防止のための保全管理』を必須の活動項目と位置づけています。『保全管理』とは、定期的な草刈りはもちろん、“耕作可能な状態”を維持いただくことです。

　もし、遊休農地と確認されれば交付金の返還になる場合もあります。

B. 交付金について

（1）交付金

①農地維持支払と資源向上支払（共同）の活動計画に基づき、年間の活動予算を配分して下さい。

②交付金は、当該年度の4月1日から3月31日までの活動について対象としてお使いいただけます。
保険の掛金も同様で、年度をまたいだ契約は年度末に精算をする必要がありますのでご注意下さい。

③交付金は、1回目に全体の7割（おおむね8月頃）、2回目に残りの3割（おおむね2月頃）が交付されます。

④1回目の交付金が振り込まれる以前の支払いは、立替払い、もしくは借入金からの支払いでお願いします。
ただし、借入金に対する利子を交付金から支出することはできません。立替払いをされた場合は立替払返金領収書を作成し、備考欄に立替者の氏名を記載してください。

⑤計画的な持越以外は、交付金の繰り越しはできませんので、全て年度内（3月31日まで）に支出してください。

⑥使い切れない場合は、10万円以上で1万円単位で返還できます。2回目の交付時に調整しますので、11月末までに市町へ報告ください。報告後の変更はできません。

⑦総額で10万円以上の見込みの工事代金や商品購入の際には見積もりを3者以上とり、価格が一番安いところに発注してください。

⑧日当や役員報酬は課税の対象となります。

農業収入の有無、給与所得額により申告の方法（有無）が異なりますので、市町の税務担当部署や税務署、税理士に相談の上対応をお願いします。

なお、日当を各種団体の代表者が構成員の了承のもと受領し、団体の活動費に充当する場合であっても、一度、個人に支出されたと見なされますので、注意してください。

⑨終日にわたって作業される場合は、活動効率を考慮し活動場所を離れることがなくてもいいようにするため、弁当を提供することができます。

ただし、弁当の　代わりに外食することや、半日の作業で弁当を提供することはできません。

弁当は1食あたり1，000円以内としてください。

⑩『地域住民との交流活動』の目的の確認とイベント開催時の食事への支出を停止

・食事をすることが目的になっていませんか？

→まるごとの活動を組織内外の人に知ってもらい、活動の輪を広げていくことが目的です。

・食事を提供することが、「まるごと」の活動であると説明が出来ない場合は支出することを止めてください。

◆国等の指導で、「地域住民等の交流活動」での食料費や資材等の支出の抑止を指示されていますので、今後は支出を止めてていただき、順次自治会会計等からの支出に切り替えをお願いします。

⑪交付金の原資は税金です。ルールを守って支出してください。
使ってはいけない活動や支払いの例を挙げます。

・活動計画書の『保全管理する区域内の農用地、施設』に記した区域以外での活動

【例】◆集落内の道路側溝の泥上げ
◆神社や公園の掃除
◆国道・県道・市道や1級河川など行政が管理する施設での活動

・交付金の趣旨に合わない活動

【例】◆宗教（お寺など）に関する活動
◆公民館の維持管理費や補修費など

・児童に対して現金の支給（日当の支払）
◆児童に対して労働に対する日当（現金）を払うことは不適切なため、図書カードや文房具・観察会の際の道具などの「記念品」としてください。
◆子ども会等の団体に対して、児童分の日当(現金)を支払うこともできません。

使ってはいけない活動や支払いの例を挙げます。

・他事業の地元負担金への充当

県・市町や土地改良区等が実施する他の補助事業の地元負担相当額に、交付金を充てることは補助金の二重投資になるためできません。

・総会や会議での弁当や菓子の購入

・明確な根拠なく他団体と共同で費用負担

◆例えば、自治会などと共同で使用しているコピー機のリース料の全額負担や根拠のない按分（折半など）は認められませんので、コピー使用枚数等を記録し、使用量に応じた支出にしてください。

・アルコール類、つまみ　など・・・

（2）レシート（領収書）

①活動での支払いを確認するためにレシート（領収書）が必要です。

・実施状況確認時や国県等の検査時は、レシート（領収書）で、支払金額、支払日、品名、単価、数量を確認します。

・レシートおよび領収書のどちらでも整理は可能ですが、レシートを領収書と販売店で引き換えると、明細等を販売店で記入してもらう必要がありますので、レシートでの整理をおすすめします。

②レシート（領収書）の宛名は正式な活動組織名でもらってください。

◆自治会名や○○子ども会といった宛名にならないように、実際に購入に行く人にも徹底して伝えてください。ゴム印等でも構いません。

③レシート（領収書）と金銭出納簿の整理は、レシート（領収書）の日付順で整理してください。レシート（領収書）には、番号を記入してください。

◆立替払いをされた場合は、立替払返金領収書の日付で整理してください。

◆振り込みの場合は、通帳に記載している振り込み日で整理してください。

④レシート（領収書）の整理・保管について

・レシート（領収書）は台紙に貼って整理してください。

・コピーが容易にできるよう、レシート（領収書）同士が重ならないように貼ってください。

・感熱タイプのレシートは時間が経過すると見えにくくなり、レシートの役割を果たさなくなるため、コピーをとって原本とともに保管してください。

⑤ポイントカード等の使用について

・物品の購入時に個人の利得となるようなポイントが付与されるカードを、構成員の合意形成なしに使用することは止めてください。

⑥資金の借り入れおよび立替払いを行った場合は、返金にかかる領収書が必要になります。

（3）日当の支払い

①日当支払対象および整理

・日当の支払対象者は構成員（構成員一覧に記載されている方々）のみです。

・日当整理帳で、出役者毎に「作業時間×時間あたり単価」で整理し、支払ってください。

・活動記録や金銭出納簿との整合を図ってください。

②日当整理帳には、日当の受領者の署名または押印が必要です。

また、領収日も記入してください。

③日当単価と役員報酬額

・日当の単価や役員報酬額は、総会で説明し構成員の了承を得て、その記録を書面で残してください。

・交付金の残額調整を役員報酬で行うことはできません。

④事務作業に対する対価の支払い

・事務作業に対する対価を日当で支払う場合は、日当整理帳で整理してください。

（4）傷害保険（賠償保険）、自転車保険への加入

①保険料は、交付金から支出できます。ぜひ、加入してください。

②保険加入の際の条件の確認

◆作業に対する日当が出るか。

◆作業で機械（草刈り機を含む）を使用するか。

◆高齢者の方が参加するか。

・・・・・等の条件が加入しようとする保険でも補償されるかを保険会社の方に確認してください。

③活動中に自転車で人に怪我をさせたり物を壊したりした場合、個人が加入されている保険が使えないことがありますので、保険内容を確認の上必要に応じ、組織として自転車事故も対象となる保険に加入してください。

C. 証拠書類や備品の適正な保管について

- 証拠書類は「交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間」保管してください。
- 備品（消耗品でないもの）を所有されている場合は、備品台帳（財産管理台帳）を整備してください。活動開始年度から連続して、一つの台帳に記入してください。
- 目的外使用に該当するため、備品等を他団体に貸出することはできませんのでご注意ください。
  （有償無償問わず）

- メモ -

資料２

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地維持活動　活動指針

☆活動指針

　この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

　活動組織のみなさんは、この指針に基づき農地維持活動に取り組んでいただきますようお願いします。

凡　例

「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
「◆」：◆の中から必ず１つ以上選択して実施する取り組み
「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和2年6月
滋賀県

別紙　1

☆農地維持活動の活動要件の考え方

（１）「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します

「研修」は、活動期間中に各１回以上実施します。

（２）「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
ただし、点検結果に基づいて必要性を判断する取り組みもあります。

目次

活動項目		ページ
１．地域資源の基礎的な保全活動	ア．点検・計画策定・研修	
	①点検	3
	②年度活動計画の策定	3
	③事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	3
	イ．実践活動	
	農用地	4
	水路（開水路・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	５～６
	農道	7
	ため池	8
２．地域資源の適切な保全管理のための推進活動」		9

１．地域資源の基礎的な保全活動

ア．点検・計画策定・研修

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① **点検**	農用地	■遊休農地などの発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	水路 （開水路、 ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	■施設の点検	A．活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B．活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C．かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。	
	農道	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。	
	ため池	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。	
② **年度活動計画の策定**	■年度活動計画の策定		・点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ **事務･組織運営、機械の安全使用等の研修**	■活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修		・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会・講習会等を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	■事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、５年間に各１回以上受講する。２つをあわせて実施する研修等を受講した場合は、各１回以上受講したものとみなす。

イ．実践活動　（１／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理	■遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
	② 畦畔･農用地法面･防風林などの草刈り	■畦畔・農用地法面等の草刈り	・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■防風林の枝払い・下草の草刈り	・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の適正管理	●鳥獣害防護柵の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●防風ネットの適正管理	・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（２／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	① 水路の 草刈り	■水路の草刈り	・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
		■ポンプ場、 調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	② 水路の 泥上げ	■水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■ポンプ吸水槽等の泥上げ	・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の 適正管理	●かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●ゲート類等の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（３／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた水路について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（４／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	① **路肩･法面の草刈り**	■路肩・法面の草刈り	・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
	② **側溝の泥上げ**	●側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ **施設の適正管理**	●路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	
	④ **異常気象時の対応**	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（５／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池	① **ため池の草刈り**	■ため池の草刈り	・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年度実施する。
	② **ため池の泥上げ**	●ため池の泥上げ	・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ **付帯施設の適正管理**	●かんがい期前の施設の清掃・防塵	・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。	
		●管理道路の管理	・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	
		●ゲート類の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
	④ **異常気象時の対応**	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

２．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取　組	活 動 要 件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	◆農業者※（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	◆該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	◆農業者※に対する意向調査、農業者※による現地調査	
	◆不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	◆地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	◆地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	◆有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	

農業者※：協定に位置づけられている農用地において、農業生産活動等（本交付金の場合は、耕作または養畜）を実施する農業者または団体のこと

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）
活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（共同）に取り組んでいただきますようお願いします。

凡　例

「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
「◆」：◆の中から必ず１つ以上選択して実施する取り組み
「□」：自由選択の取り組み
「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和2年6月
滋賀県

別紙　2

☆資源向上活動（共同）の活動要件の考え方

（１）「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
「研修」は、活動期間中に１回以上実施します。
（２）「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

目次

活動項目		ページ
１．施設の軽微な補修	ア．機能診断・計画策定・研修	
	①機能診断	３～４
	②年度活動計画の策定	４
	③機能診断・補修技術等の研修	４
	イ．実践活動	
	農用地	５
	水路（開水路・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	６～７
	農道	８
	ため池	９
２．農村環境保全活動	ア．計画策定、啓発普及	
	①計画策定	１０
	②啓発・普及	１１
	イ．実践活動	
	①生態系保全	１２～１３
	②水質保全	１４～１５
	③景観形成・生活環境保全	１６～１７
	④水田貯留機能増進・地下水かん養	１８
	⑤資源循環	１８
	⑥公共用水域の水質保全活動	１９
	⑦水田の貯留機能向上活動	１９
	⑧生物多様性の回復	１９
３．多面的機能の増進を図る活動		２０
４．農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）	ア．農業用水の保全	２１
	イ．農地の保全	２２
	ウ．地域環境の保全	２３
	エ．専門家の指導	２４

１．施設の軽微な補修

ア．機能診断・計画策定・研修　（１／２）

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① **機能診断**	農用地	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
	水路 （開水路、 ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	■施設の機能診断	A．活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 B．活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。	
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
	農道	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。	
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	

ア．機能診断・計画策定・研修　　（２／２）

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① 機能診断	ため池	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
② 年度活動 計画の策定	■年度活動計画の策定		・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■機能診結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 機能診断･補修 技術等の研修	◆対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修		・自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	◆機能診断・補修技術等に関する研修について、５年間に１回以上受講する。
	◆老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修		・施設の長寿命化を図るための補修、更新等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	
	◆農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修		・農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	

イ．実践活動　（１／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 畦畔・ 農用地 法面等	●農用地法面の初期補修	・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農用地について、畦畔の再構築等、必要な取組を毎年度実施する。
		●畦畔の再構築	・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。	
	② 施設	●暗渠施設の清掃	・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。	
		●農用地の除れき	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。	
		●鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。	
		●防風ネットの補修・設置	・防風ネットの補修を行うこと。または新たに防風ネットを設置すること。	
		●きめ細やかな雑草対策	・畦畔または農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、または、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（２／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	① 水路	●水路側壁のはらみ修正	・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
		●目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●表面劣化に対するコーティング等	・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	
		●不同沈下に対する早期対応	・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
		●側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	
		●水路に付着した藻等の除去	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	
		●水路法面の初期補修	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●パイプ内の清掃	・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（３／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	② 付帯施設	●給水栓ボックス基礎部の補強	・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●給水栓に対する凍結防止対策	・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。	
		●空気弁等への腐食防止剤の塗布	・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
		●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	

イ．実践活動　（４／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	① 農道	●路肩、法面の初期補修	・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農道について、路肩法面の初期補修等、必要な取組を毎年度実施する。
		●軌道等の運搬施設の維持補修	・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
	② 付帯施設	●側溝の目地詰め	・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●側溝の不同沈下への早期対応	・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
		●側溝の裏込材の充填	・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	

イ．実践活動　（５／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池	① 提体	●遮水シートの補修	・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けたため池について、遮水シートの補修等、必要な取組を毎年度実施する。
		●コンクリート構造物の目地詰め	・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●コンクリート構造物の表面劣化への対応	・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。	
		●堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、または、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
	② 付帯施設	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	

２．農村環境保全活動

ア．計画策定、啓発普及　（１／２）

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① 計画策定	生態系保全	●生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容などを示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	●水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		●農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	景観形成・生活環境保全	●景観形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。	
		●地下水かん養に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	資源循環	●資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	

ア．計画策定、啓発普及　（２／２）

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
② **啓発･普及**	広報活動 啓発活動	●広報活動	A．農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 B．外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。	●選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度１つ以上実施する。
		●啓発活動	A．地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 B．地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。	
	地域住民との交流 学校教育 行政機関等との連携	●地域住民等との交流活動	A．活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 B．地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 C．生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 D．農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 E．地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。	
		●学校教育等との連携	・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。	
		●行政機関等との連携	A．市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 B．市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。	
	地域内の規制等の取り決め	●地域内の規制等の取り決め	・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。 ・水田の貯留機能向上活動に取り組む場合、関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。	

イ．実践活動　（１／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① **生態系保全**	◆生物の生息状況の把握	A．地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 B．地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	◆の７つの取組の中から毎年必ず１つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	A．地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 B．地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 D．動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
	◆水田を活用した生息環境の提供	A．遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 B．鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 C．渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 D．魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
	◆生物の生活史を考慮した適正管理	A．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 B．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 C．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。	

イ．実践活動　（２／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① **生態系保全**	◆放流・植栽を通じた在来生物の育成	A．生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 B．水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 C．基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 D．デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 E．鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。	◆の７つの取組の中から毎年必ず１つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	◆外来種の駆除	・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。	
	◆希少種の監視	・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。	

イ．実践活動　（３／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
② 水質保全	■水田からの排水（濁水）管理	・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、３月中下旬から４月初旬に行うことが望ましい。 ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。	■の２つの取組は必ず実施する。 ※畑が認定農用地の７割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から２つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。
	■水質モニタリングの実施・記録管理	・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期３回、田植え期１回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30ｃｍ以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。	
	□水質保全を考慮した施設の適正管理	A．水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。	
	□非かんがい期における通水	・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。	
	□排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	

イ．実践活動　（４／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
② **水質保全**	□沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□土壌流出防止のための ｸﾞﾘｰﾝﾍﾞﾙﾄ等の適正管理	A．水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。	
	□管理作業の省力化による水資源の保全	・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ．実践活動　（５／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
③ **景観形成・ 生活環境保全**	□農業用水の地域用水としての利用・管理	A．農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 B．農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 C．農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 D．集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 E．農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□景観形成のための施設への植栽等	A．農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 C．景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。	
	□農用地等を活用した景観形成活動	【農用地等を活用した景観形成活動】 A．農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】 B．農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 C．農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	□伝統的施設や農法の保全・実施	A．はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 B．地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 C．景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。	

イ．実践活動　（６／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
③ **景観形成・ 生活環境保全**	□農用地からの風塵の 防止活動	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□施設等の定期的な巡回 点検・清掃	A．地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 B．地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。 C．地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 D．畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。	

イ．実践活動　（７／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
④ **水田貯留機能増進･地下水かん養**	□水田の貯留機能向上活動	A．大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 B．大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 C．大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□水田の地下水かん養機能向上活動	A．水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。または、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 B．水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。	
	□水源かん養林の保全	・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	
⑤ **資源循環**	□地域資源の活用・資源循環のための活動	【有機性物質のたい肥化】 A．資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 B．資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】 C．地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 【農業用水の反復利用】 D．地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。または、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 【小水力発電施設の適正管理】 E．地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。または、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。

イ．実践活動　（８／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
⑥ **公共用水域の水質保全活動**	□内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。	□地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、環境保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
⑦ **水田の貯留機能向上活動**	□水田の貯留機能向上活動	・対象水田面積の８割以上の面積で取り組むこと。 ・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 ・排水路溝畔断面を標準（天端幅30～50cm、高さ30cm）以上確保すること。	□地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、防災減災型となる。
⑧ **生物多様性の回復**	□水田魚道の設置	・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、生態系保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
	□水路魚道の設置	・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生息環境向上施設の設置	・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生物の移動経路の確保	・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。	

３．多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
多面的機能の増進を図る活動	□遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。 ■広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」もしくは「山間農業地域」が含まれる場合または８法地域に該当する場合は実施を必ずしも求めるものではない。 なお、広報活動の実施の対象は、平成29年度以降に事業計画の認定（再認定を含む）を受けて新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織とする。
	□農地周りの環境改善活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	
	□地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	
	□防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時ににおける応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	
	□農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。 次項「４．農村環境保全活動の幅広い展開」参照	
	□やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。	
	□農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	
	■広報活動	・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。	

４．農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）

ア．農業用水の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 循環かんがい施設の水質保全	□循環かんがい施設の保全等	・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
② 浄化水路による水質保全	□水路への木炭等の設置	・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
③ 地下水かん養	□冬期湛水等のための ポンプ設置	・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。	
④ 持続的な水管理	□末端ゲート・バルブの 自動化等	・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。	
	□給水栓・取水口の自動化等	・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ．農地の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 土壌流出防止	□グリーンベルト等の設置	・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	□防風林の設置	・活動計画に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。	

ウ．地域環境の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① **生物多様性の回復**	□水田魚道の設置	・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	□水路魚道の設置	・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生息環境向上施設の設置	・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生物の移動経路の確保	・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。	
② **水環境の回復**	□水環境回復のための節水かんがいの導入	・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。	
③ **持続的な畦畔管理**	□カバープランツ（地被植物）の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	□法面への小段（犬走り）の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。	

エ．専門家の指導

活動項目	取 組 内 容	活 動 要 件
専門家による技術的指導の実施	・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。	―

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）
活動指針

☆活動指針

この指針は、老朽化が進む農地周りの農業用用排水路等の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針を定めたものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（長寿命化）に取り組んでいただきますようお願いします。

令和元年7月
滋賀県

別紙　3

目　次

対象施設	ページ
用水路整備	３～４
農道整備	５
ため池整備	６

活動項目		取組		取組内容	活動要件
	施設区分				
実践活動	水路 (本体)	補修	破損部分の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			老朽化部分の補修	目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	
			U字フリューム等既設水路の再布設	水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。	
			側壁の嵩上げ	水路の不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。	
		更新	更新（一路線全体）	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。	
			素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。	

活動項目	施設区分	取組		取組内容	活動要件
実践活動	水路 （付帯）	補修	集水枡、分水枡の補修	集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			ゲート、ポンプの補修	ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
			安全施設の補修	水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		更新	ゲート、ポンプの更新	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。	
			安全施設の更新	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	
	生物多様性保全水路整備（排水路） 「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置			上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設を一体的に行うこと。	

活動項目	施設区分	取組		取組内容	活動要件
実践活動	農道 (本体)	補修	農道路肩、農道法面の補修	農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			舗装の打替え（一部）	老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。	
		更新	未舗装農道を舗装 （砂利、コンクリート、 アスファルト）	未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。	
	農道 (付帯)	補修	農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	
		更新	側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。	
			土側溝をコンクリート側溝に更新	土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。	

活動項目	施設区分	取組		取組内容	活動要件
実践活動	ため池（本体）	補修	洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。	原則として、工事1件当たり2百万円未満とする。 また、県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県または推進協議会が当該活動について技術的指導を行う。
			漏水箇所の補修	ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。	
	ため池（付帯）	補修	取水施設の補修	ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
			洪水吐の補修	ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
			安全施設の補修	転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		更新	ゲート、バルブの更新	老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。	
			安全施設の設置	ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	

《別紙》

資料３

⑨『啓発・普及の広報活動』と『多面的機能の増進を図る活動の広報活動』について

① **「啓発・普及」活動**…資源向上支払（共同）の農村環境保全活動
② **「広報」活動**　　…資源向上支払（共同）の多面的機能の増進を図る活動
※何れも資源向上支払（共同）に取り組む場合は、必須活動です。

ただし、②の「広報」活動については、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、ならびに地域振興立法８法地域　、いわゆる『中山間地域』においては、②は毎年度必須ではありません。（①は必須、②は任意）

① 「啓発・普及」活動‥‥【目的】地域住民の参画を得るために実施

活動組織における地域住民（構成員）が活動の趣旨を正しく理解し、地域住民（構成員）の自主的、積極的な共同活動への参加を促すための活動

- 組織（集落、構成団体等）での勉強会、研修会の開催
- 組織内の活動状況の情報共有
- 地域住民（構成員）の理解を深めるための広報活動
- 話し合いの場の設置、等

② 「広報」活動‥‥【目的】多様な主体の参画を得るために実施

多様な主体の当該組織の活動への参画を促進するための活動

- チラシ、パンフレット、広報誌、機関誌、ポスターの作成・頒布
- 外部への情報発信のためのホームページの開設、更新
- 関係団体等のホームページや広報誌等への掲載
- 看板の設置、等

【注意】地域住民の理解を深めることを目的とする①の農村環境保全活動の「啓発・普及」活動における広報活動とは目的が異なりますので，両方に取り組む場合は，区分して行う必要があります。

※原則として，①における広報活動と、②における広報活動を別々に実施することが必要ですが，１つの広報活動のなかで，明確な違いが示せる場合にはこの限りではありません。

（参考）

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページ(活動の紹介ページ)に活動内容等を掲載することで②**「広報」活動**の要件達成ができます。

掲載を希望される組織は市町を通じて、ご連絡ください。

- 特に様式は設けておりません。写真と簡単な説明文で構いません。
- 組織で作成されているチラシなども掲載できます。
- 農村環境保全活動における広報活動にも利用できます。
- すでに行っている広報活動に併せて、さらに情報発信したい組織も利用できます。
- Facebook にも活動の紹介を掲載することもできます。

是非ご活用ください。

資料４

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について（必須項目）

ア．保全管理目標の設定

「活動計画書」のシートの「３．活動の計画」→「（１）農地維持支払」

→「１．保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）」から選択する。

目的： 過疎化・人口減少が進む農村地域において、地域ぐるみの共同活動の実施が困難となってきている。また、今後、構造政策の推進により担い手への農地集積が拡大すると、さらに共同活動が困難となり、地域資源の維持管理の担い手への負担が増加する。

このため、体制の拡充・強化として、担い手を中心とした地域内の役割分担・協力体制を明確にして水路・農道等の管理を地域で支える体制の構築や、将来にわたって持続可能な保全管理体制に向けた地域外の人材の確保や連携の取組等を実施するものである。担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

つまりは、“**今年の草刈りや泥上げなどの共同作業は何時しよう”などと目先の予定を話し合うことではなく、5年、10年先の集落の農業者の構成などの将来像を思い描きながら、地域資源の管理方法について皆さんで話し合っていただきます。**

イ．１の目標達成のため取り組んでいくべき保全管理の内容と取組の方向性の選択

「２．今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から１項目以上選んでください。」から選択する。

「３．２．で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から１項目以上選んでください。」から選択する。

ウ．目標達成のために毎年実践する取組の選択

「４．２．で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を１７～２３から１項目以上選んでください。」から選択する。選んだ取組は毎年必ず実行してください。

活動を実施した際には、**実施日時や内容を活動記録（実施要領様式第1-6号）に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。**市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

エ．組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、前述の５年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

①話し合いの場の設定

・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

②資料の準備

・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
・人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③課題の抽出

・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から５年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、原則５年間の活動期間終了までに組織の総会等において構成員の合意を得ます。